

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

2013 年度の研究活動として、次の事項を実施した。

- ① 先行研究文献調査
- ② 上場企業の公表資料の調査
- ③ 学会活動 (大会報告)

これらの研究活動による主な研究成果は、次のとおりである。

1. 日米の減損損失に係る会計基準

日米における減損会計に関する基準の違いを整理した。2つの会計基準は基本的な思考・計算プロセスは同じであり微細な差異は存在したが、際立った違いはなかった。また、いずれの国の税制においても減損損失は税務上の損金とはならないことを確認した。また、以下に示すような基準導入の背景を確認した。

米国では遅くとも 1980 年代から、減損損失の計上が相当の規模と頻度で行われていたが、このような会計実務に対しては、いわゆる big bath 会計 (減損損失を計上することで当期の利益を引き下げ、翌期以降の費用負担を減少させることで、減損損失を計上した前後で業績が急回復したようにみせかける会計行為) を意図した損失計上であるという疑念があった。特に経営者が交代したタイミングにおいて多額の減損損失が計上された場合には、現在のさまざまな問題は前任の経営者の責任であり、新たな経営者はそうした前任者の責任となる損失額を意図的に過大計上することで、将来についての期待を改善し、以後の業績を判定する際のベンチマークを引き下げることが意図していることが予想されるため、そうした疑念が強まる。これに対して、減損損失を計上するタイミングと金額の測定方法に関するルールは存在しなかったため、減損損失の計上は経営者の裁量に完全に委ねられていた。そこで、SFAS121 号「長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理」が 1995 年に制定され、減損損失の計上に関する基準が整備された。

日本においては、従来から商法 34 条に「固定資産については… (中略) …予測すること能はざる減損が生じたときは相当の減額を為すことを要す」という規定が存在していたものの、その具体的な会計手続を定めたルールが存在しなかった。減損損失に係る具体的なルール整備について議論が始まるのは 1999 年からであり、バブル崩壊後の長期低迷が続く経済情勢のもとで、固定資産の帳簿価額が価値を過大に表示したまま将来に損失が繰り延べられているのではないかと疑念を払拭するためのルール整備であった。つまり、日米ともに減損損失に関する基準の整備を行ったが、米国においては過大に計上される危険のある減損損失を適切な金額にセーブすることを意図しているのに対して、日本においては表面化されていない損失を適切に計上させることを意図しているのである。この点は日本と米国の減損損失を比較する際、念頭に置いておく必要あると考えられる。

2. 東証一部上場企業における減損損失計上状況

2007 年 3 月期から 2013 年 3 月期まで継続して東証一部に上場している 3 月決算企業で連結財務諸表を作成している 1,057 社 (銀行等の金融機関を除く) を対象として、減損損失の計上状況を調査した。わが国の減損会計基準は、2004 年 3 月期から早期適用がスタートし、2006 年 3 月期が強制適用期となるが、強制適用期である 2006 年 3 月期までは、減損会計基準を適用して減損損失をすでに計上したことがある企業もしくは減損損失計上の要否を検討したことがある企業と、減損会計基準を初めて適用する企業とが混在しているため、2007 年 3 月期からを調査対象期間としている。

調査対象期間である 7 回の決算期において調査対象企業が計上した減損損失の合計額は 6 兆 1,793 億円 (平均計上金額 16 億円) であったが、減損損失の計上金額が大きく膨らんだのは 2009 年 3 月期の 1 兆 2,138 億円 (平均計上金額 20 億円) と 2013 年 3 月期の 1 兆 4,094 億円 (平均計上金額 24 億円) であった。2つの決算期において計上金額が膨らんだのは主として 1 社当たりの平均計上金額が増えたためであったが、2009 年 3 月期は 100 億円を超す減損損失を計上する企業が様々な業種で見受けられたのに対して、2013 年 3 月期においては特定の業種 (特に電気機器) に偏っていた。これは、2009 年 3 月期はリーマンショック後の最初の決算期であり、広い業種でその影響が生じたのに対して、2013 年 3 月期は特定の製品や事業の収益性悪化を原因としていたためと考えられる。

また減損損失の計上回数について、調査対象企業全体の平均的な計上回数は 3.7 回であったが、206 社は毎期連続して 7 回減損損失を計上していた。業種別にみると、減損損失計上回数の平均が最も高いのは小売業の 6.3 回であり、小売業に属する 42 社のうち 28 社が調査対象期間において毎期連続して減損損失を計上していた。他方、平均計上回数が最も低いのは電気・ガス業の 1.6 回であり、電気・ガス業に属する企業 16 社のうち、7 社は一度も減損損失を計上しておらず、最も多い企業でも 4 回の計上にとどまっていることが明らかとなった。

研究成果の概要 つづき**3. 減損損失の計上頻度と株式市場の評価**

減損損失の認識・測定には、経営者の将来に対する見積りに依存する部分が大きく、経営者の裁量が介入する可能性が高い。米国の先行研究によれば、頻繁な減損損失の計上は、減損損失が過少にしか計上されていないために再度の減損損失の計上がすぐ必要になるのではないかという、減損損失の認識・測定に対する信頼性の低下を招き、株価に対してネガティブな影響を与えるという。そうであるとする、経営者は減損損失の計上頻度が少なくなるように減損損失の計上を操作するのであろうか。この点を明らかにするために、2. で述べた調査対象企業を、減損損失の計上頻度によって、減多に減損損失を計上しない企業グループと頻繁に減損損失を計上する企業グループに分類し、各グループにおいて減損損失が株価にどのような影響を与えているかを検証した。その結果、減多に減損損失を計上しない企業グループでは減損損失の計上が株価に対してネガティブな影響を与えるのに対して、頻繁に減損損失を計上するグループでは減損損失の計上が株価に対してポジティブな影響を与えていることが示された。これは経営者が、減損会計に係る選択において、頻繁な損失計上に対するネガティブな評価を憂慮する必要がないことを示唆するものである。この検証では、米国の先行研究とは異なる結果となったが、1. で述べたように日本では従来から減損損失の表面化を避ける傾向があること考慮すると、頻繁な減損損失の計上は積極的に情報を開示しようとする企業の姿勢を評価している可能性も考えられるが、この点を明らかにするには追加的な検証が必要である。

4. 東証一部上場企業の減損損失に係る注記情報

2. で述べた調査対象企業のうち減損損失に関する注記の記載があるものについて調査を行った。

資産のグルーピングに関しては、「他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産をグループ化している」や「継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を単位としてグルーピング」といった記載がほとんどで、グルーピングの具体的な方法を窺い知ることが難しい。減損損失は、固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、それらの差額として測定される。また、回収可能価額は、固定資産の売却見積額から処分費用を控除した正味売却価額と、当該資産の使用から得られると期待される将来キャッシュ・フローを適切な割引率で割り引いた使用価値のいずれか高い方が用いられる。回収可能価額としていずれを採用したかを注記しなければならないが、約7割のケースで正味売却価額が用いられ、使用価値が用いられているケースは約3割であった。また、使用価値を用いた場合には、割引率を注記しなければならないが、最低で2%、最高で25%が用いられており、かなりのばらつきがみられた。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④ 学会発表

1. 単独報告

テーマ「固定資産の減損と市場の評価」

日本経営財務研究学会 第37回全国大会 自由論題報告

2013年10月6日 兵庫県立大学

2. 単独報告

テーマ「減損損失の計上頻度と市場の評価」

日本経営分析学会 2014年度関東研究部会

2013年12月22日 立教大学

3. 単独報告 (予定)

テーマ「減損会計の実態調査と分析」

日本経営分析学会 第31回年次大会

2014年5月18日 流通科学大学